

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

≪鹿児島県最低賃金が改正されます≫

時間額 1,026 円

鹿児島地方最低賃金審議会は、8月29日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額 953 円から **73 円引き上げ**、時間額 1,026 円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。

今後、官報公示などの手続を経て、**令和7年11月1日**から適用される予定です。

パート・アルバイトなどの雇用形態や年齢を問わず、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、この金額には、

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

は含まれません。

※日額や月額に換算した場合の参考例（条件により異なります）

例1) **1日8時間**で日額に換算した場合

1,026 円 × 8 時間 = **日額 8,208 円**

例2) **1日8時間、週休2日**で月額に換算した場合

1,026 円 × 173 時間 20 分 = **月額 177,840 円**

だより
労基署



第192号
R7.9.3

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574

「労災かくし」は犯罪です。
事業者は、労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合に、遅滞なく、労働者が死亡傷病報告等を労働基準監督署に提出しなければなりません。
「労災かくし」とは、労働者死傷病報告を故意に提出しないこと、虚偽の内容を記載して提出することをいいます。

令和7年度 全国労働衛生週間

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」

実施期間：令和7年10月1日から7日まで
（準備期間：9月1日から30日まで）

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。今年度のスローガンは、働く上で基本となるところの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で**労働者50人未満の事業場にも3年以内にストレスチェックの実施が義務化される**ことを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、**健康に働くことができる職場づくり**を目指していくことを表しています。

鹿児島労働局HP



鹿児島県最低賃金

1時間 **953 円**
(R6.10.5~)

「スタートアップ労働条件」
このサイトから、36協定、1年
変形労働時間制、就業規則
の電子申請が可能です。



・労務、安衛管理 WEB 診断
・働き方改革セルフチェック
・電子申請様式作成支援
・就業規則作成支援ツール